

令第 126 条の 2 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 126 条の 2 法別表第一 (い) 欄 (一) 項から (四) 項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500m²を超えるもの、階数が 3 以上で延べ面積が 500m²を超える建築物 (建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100m²以内ごとに、間仕切壁、天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁又ははり<u>その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、準耐火構造であるもの (その下端から床面までの垂直距離が居室の床面積に応じ国土交通大臣の定める距離 (令和 7 年国土交通省告示第 994 号) 以上であるものに限る。)</u>又は不燃材料で造り、若しくは覆われたもの (以下「防煙壁」という。) によって区画されたものを除く。)、第 116 条の 2 第 1 項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が 1,000m²を超える建築物の居室で、その床面積が 200m²を超えるもの (建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100m²以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。) には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 126 条の 2 法別表第一 (い) 欄 (一) 項から (四) 項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500m²を超えるもの、階数が 3 以上で延べ面積が 500m²を超える建築物 (建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100m²以内ごとに、間仕切壁、天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁<u>その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの (以下「防煙壁」という。) によって区画されたものを除く。)</u>、第 116 条の 2 第 1 項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が 1,000m²を超える建築物の居室で、その床面積が 200m²を超えるもの (建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100m²以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。) には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>